

受けよう！ 特定健診・特定保健指導

当共済組合では、40歳から74歳までの組合員及び被扶養者に対し、生活習慣病予防を目的とした健康診断である「特定健康診査（以下「特定健診」という。）」と、その健診結果に基づいた「特定保健指導」を行っています。

Q1.そもそも特定健診って何？

A1.糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病の予防を目的とした健康診断です。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）は、糖尿病や高血圧症や高脂血症など、いわゆる生活習慣病の原因となりうるものです。

このメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防を目的とした健診が、特定健診です。



Q2.特定健診を受けたあとは、どうなるの？

A2.生活習慣改善のための特定保健指導を受けただけでいただくことがあります。

特定健診を受けた結果、生活習慣病のリスクが高く、かつ服薬治療を行っていない方については、生活習慣改善のための特定保健指導を受けただけでいただくこととなります。

なお、特定保健指導は、無料で受けることができます。



Q3.特定健診 組合員が受診するには？

A3.職場の健康診断や、人間ドックを受けてください。

職場での健康診断や、個人で受ける人間ドックを受診することで、特定健診を受けたものとみなされます。

健診の結果については当共済組合に提供され、特定保健指導の対象（動機付け支援・積極的支援）となるかどうかについて判定が行われます。

Q4.特定健診 被扶養者が受診するには？

A4.お住まいの市町村の住民健診を利用してください。

お住まいの市町村が行う住民健診を利用してください。この場合、5月中に御自宅あてに送付する「特定健康診査受診券」を健診会場へ持参することで、無料で特定健診を受けることができます。

このほか、勤務先の健康診断や、人間ドックを受けた場合も特定健診を受けたものとみなされます。

いずれの場合も、健診の結果については当共済組合に提供され、特定保健指導の対象（動機付け支援・積極的支援）となるかどうかについて判定が行われます。



特定健診を受けた結果、「動機付け支援」又は「積極的支援」に該当した人は、以下の図のとおり特定保健指導を受けていただくこととなります。



皆さん！今年も特定健診・特定保健指導を受けましょう！

新潟県市町村職員共済組合